

保護者各位

## インフルエンザ出席停止解除に係る方法・様式の変更について

甲州市内の小中学校では、令和2年12月より、インフルエンザの治癒証明取得に伴う児童生徒及び保護者の負担軽減のため、「出席停止解除の方法・様式」を変更します。

今後は、別紙〔様式A「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）〕の「体温記録表」および「治癒報告書」に保護者が記入し、提出することにより登校再開が可能となります。

なお、今回の様式の変更はインフルエンザの場合のみとなります。また、東山梨医師会にはご理解をいただいておりますが、他地区の医療機関受診の場合は、様式Aを持参し説明を加えながら医師にお願いしてください。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【 インフルエンザの発症から再登校までの新たな流れ 】

- (1) 熱が出る等インフルエンザの様な症状を発症。医療機関の受診。
- (2) インフルエンザと診断された場合、〔様式A「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）〕の記入項目について医師に相談し、指示を受ける。用紙を持参されるとわかりやすいかと思えます。
- (3) 学校に受診結果と症状などを、電話（FAX）等で必ず連絡する。
- (4) 医師の指示に沿って、健康状態に留意しながら療養させる。  
※毎日検温し、体温を〔様式A「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）〕の「体温記録表」に記録する。  
※療養中に心配なことがあったら、医師に相談してください。  
※以下の出席停止期間を過ぎたら、2度目の受診はしなくても登校できます。

**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**  
発症した後5日を経過・・・インフルエンザ発症日の翌日から数え、5日を経過  
解熱した後2日を経過・・・解熱した日の翌日から数え、2日を経過

- (5) 登校可能な状況になったら〔様式A「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）〕の「治癒報告書」欄を記入し、登校時に学校に必ず提出する。

◆受診した医療機関により、今回の様式の変更について不都合がある場合には、従来のように「登校許可証」への記載をお願いしてください。（学校から用紙をもらう）